



平成 17 年 11 月 11 日

各 位

会社名 太平洋興発株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 隆之
(コード番号 8835 東証第1 部)
問合せ先 経理部長 大門 守雄
(TEL 03-5148-3212)

子会社に対する債権放棄についてのお知らせ

当社は、本日の取締役会におきまして、当社の子会社である太平洋炭礦株式会社に対する債権について、債権放棄することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 子会社の概要

- (1) 名 称 太平洋炭礦株式会社
- (2) 住 所 北海道釧路市興津5丁目2番23号
- (3) 代表者氏名 代表取締役 池田 隆之
- (4) 資 本 金 300百万円

2. 当社との関係

当社 100%出資の子会社であります。同社は平成 14 年 1 月の炭礦閉山に伴い、国内採炭事業から撤退し実質的に清算状態にあり、また同年 5 月に同社の債権者との間で債務処理に関する合意が成立し、現在同社はその合意に基づき厳正に管理されているために、有効な支配関係が存在していないことから、財務諸表規則第 8 条第 4 項に定める「財務上又は営業上若しくは事実上の関係から見て、他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社」に該当すると判断されるため、連結対象から除外しております。

3. 債権の種類及び債権放棄額

- (1) 債権の種類 長期貸付金及び長期未収入金
- (2) 債権放棄額 1, 743百万円

4. 債権放棄に至った経緯

同社は債権者との合意において、所有する資産の売却資金を主な原資として債務を返済することとしておりますが、減損会計を導入するに当たり資産評価額の見直しを行った結

果、評価額の減少に伴い債務の総てを返済することができなくなりました。このため、親会社たる当社の同社に対する債権（貸倒引当金計上済み）を放棄することによって債務処理円滑化を進めることと致しました。本措置は同時に当社及び太平洋炭礦株式会社両社の財務の健全性を高めるものであります。

5. 今後の見通し（損益に与える影響）

当該債権につきましては平成 14 年 3 月期に既に全額貸倒引当金を計上済みであり税引前損益では影響はありませんが、繰延税金資産の取崩しにより当期損益で△697 百万円の減益影響がございます。

以上を織り込んだ中間期及び通期の連結及び個別業績につきましては、同時に公表しました業績予想の修正をご覧ください。

以上